

「いじめ重大事案」発生における組織的対応について

北海道大麻高等学校

いじめ重大事案発生（いじめ情報入手）

* いじめを発見及び認知した場合には、その場でその行為をすぐに止めさせる。

* 生命の安全確認を第一義に、病院・警察等の関係機関及び当該生徒の保護者に連絡し、教育局への報告を行うとともにそこでの指示を受け、迅速的確に対応する。

1 情報入手

①直ちに生徒の生命の安全等の確認

→安否確認の結果、生命の危機に瀕し、一刻を争う状況の場合、教頭は次の対応を行う。

- ア 救急車手配の指示
- イ 被害者及び加害者への保護者の連絡の指示
- ウ 校長及び副校長への状況報告
- エ 救急車搬送先と保護者への連絡状況の確認
- オ 教育局への速報連絡
- カ 警察への事案発生状況の連絡と協力依頼



②情報の共有と今後の対応に向け、組織的な対応

→校長・副校長の指示のもと、教頭は次の対応を行う。

- ア いじめ防止対策委員会の招集
- イ 当該担任及び年次主任等への状況説明
- ウ 情報収集に向けた組織的な体制作り
- エ 病院から生徒の状況(様態)の確認・把握



2 情報の収集(事実確認)

①生徒の安否の確認

→死亡又は意識不明等の場合、教頭は次の対応を行う。

- ア 校長及び副校長へ病院からの状況報告(生徒の様態)
- イ 保護者への連絡状況の確認
- ウ 教育局への速報連絡
- エ 警察への捜査依頼
- オ 箝口令を敷き、情報窓口の一本化の徹底
- カ 原因把握及び事実確認を急ぎ、事態の沈静化の徹底
- キ 事実関係の把握と教育局への第二報連絡
- ク 緊急保護者会実施に向けての準備(別途、マスコミ対応)



1 情報入手

①直ちに生徒の生命の安全等の確認

→安否確認の結果、命に別状がないことが判明した場合、教頭は次の対応を行う。

- ア 被害者及び加害者への保護者の連絡の指示
- イ 校長及び副校長への状況報告
- ウ 保護者への連絡状況の確認
- エ 教育局への速報連絡



②情報の共有と今後の対応に向け、組織的な対応

→校長・副校長の指示のもと、教頭は次の対応を行う。

- ア いじめ防止対策委員会の招集
- イ 当該担任及び年次主任等への状況説明
- ウ 情報収集に向けた組織的な体制作り



2 情報の収集(事実確認)

①生徒の安否の確認

→命に別状がない場合、警察への情報提供

- ア 校長及び副校長への状況報告
- イ 保護者への連絡状況の確認
- ウ 教育局への速報連絡



②目撃者(傍観者)及び事案関係者からの情報収集

→事実確認に向け、教頭は次の対応を行う。

- ア 必要に応じて組織のメンバーを弾力的に整えての事情聴取(複数対応)
- イ 得た情報を競り合わせ、整合性の確認
- ウ PDSD対応を含めた生徒の心的影響の緩和に向けたカウンセラー対応

留意事項 先行している情報があっても、再分析や新たな調査を行う
迅速かつ的確に情報收拾を図り、事実関係の整合性を取る
状況によっては、全校生徒対象に聞き取りアンケートの実施準備



③収集した情報の共有化

→校長・副校長の指示のもと、教頭は次の対応を行う。

- ア 収集した情報の分析と事実関係の把握
- イ 保護者への情報提供
- ウ 教育局への報告
- エ 警察等の関係機関への情報提供
- オ 緊急記者会見の準備及び実施

留意事項 個人情報の取り扱い
マスコミへの対応



3 指導・支援体制の確立

①生徒の個別の状況を踏まえ、組織的機動的な指導・支援体制の確立

→校長・副校長の指示のもと、教頭は次の対応を行う。

- ア 事実関係掌握後、被害生徒及び加害生徒の状況に応じた支援体制づくり
- イ 保護者との連携強化
- ウ 教育局への報告
- エ 警察・児童相談所等の関係機関との連携
- オ カウンセラーの派遣要請

留意事項 個人情報の取り扱い
マスコミへの対応



②生徒の状況に応じた弾力的な指導・支援体制の修正

→校長・副校長の指示のもと、教頭は次の対応を行う。

- ア 生徒の状況変化の確認及び指導・支援体制の修正(随時)
- イ 教育局への報告
- ウ 警察・児童相談所等の関係機関との連携

留意事項 個人情報の取り扱い
マスコミへの対応



②目撃者(傍観者)及び事案関係者からの情報収集

→事実確認に向け、教頭は次の対応を行う。

- ア 必要に応じて組織のメンバーを弾力的に整えての事情聴取(複数対応)
- イ 得た情報を競り合わせ、整合性の確認
- ウ PDSD対応を含めた生徒の心的影響の緩和に向けたカウンセラー対応

留意事項 先行している情報があっても、再分析や新たな調査を行う
迅速かつ的確に情報收拾を図り、事実関係の整合性を取る
状況によっては、全校生徒対象に聞き取りアンケートの実施準備



③収集した情報の共有化

→校長・副校長の指示のもと、教頭は次の対応を行う。

- ア 収集した情報の分析と事実関係の把握
- イ 保護者への情報提供
- ウ 教育局への報告
- エ 警察等の関係機関への情報提供

留意事項 個人情報の取り扱い



3 指導・支援体制の確立

①生徒の個別の状況を踏まえ、組織的機動的な指導支援体制の確立

→校長・副校長の指示のもと、教頭は次の対応を行う。

- ア 事実関係掌握後、被害生徒及び加害生徒の状況に応じた支援体制づくり
- イ 保護者との連携強化
- ウ 教育局への報告
- エ 警察・児童相談所等の関係機関との連携
- オ カウンセラーの派遣要請

留意事項 個人情報の取り扱い



②生徒の状況に応じた弾力的な指導・支援体制の修正

→校長・副校長の指示のもと、教頭は次の対応を行う。

- ア 生徒の状況変化の確認及び指導・支援体制の修正(随時)
- イ 教育局への報告
- ウ 警察・児童相談所等の関係機関との連携

留意事項 個人情報の取り扱い



4 生徒への指導・支援の実施

①生徒の個別の状況を踏まえ、組織的機動的な指導・支援体制の実施

→校長・副校長の指示のもと、教頭は次の対応を行う。

- ア 被害生徒及び加害生徒、傍観者毎の個別支援の実施
 - ・被害生徒には様態を踏まえつつ、信頼おける人との面談(共感・傾聴)
 - ・加害生徒には行為の卑劣さと感情のコントロールを重点指導
 - ・傍観者にはいじめに対する認識の改善を重点指導
 - イ 保護者との連携及び指導・支援の協力体制の強化
 - ウ 教育局への報告
 - エ 警察・児童相談所等の関係機関との連携
 - オ カウンセラーとの面談の実施
- 留意事項 個人情報取り扱い
マスコミへの対応



②生徒の個別の状況に応じた弾力的な指導・支援内容の改善および修正

→校長・副校長の指示のもと、教頭は次の対応を行う。

- ア 当該生徒への指導・支援の進捗状況の把握と内容の修正
 - イ 教育局への報告
 - ウ 保護者及び警察・児童相談所等の関係機関との連携
 - エ カウンセラーとの面談の実施及び効果的な指導への助言
- 留意事項 個人情報取り扱い
マスコミへの対応



5 再発防止に向けた取組の推進

☆学校を上げて、保護者や地域と連携しながら再発防止に全力で取り組んでいく。

①いじめの土壌となる要因や原因の根絶

- ア 全校集会による一斉指導
- イ 年次団を中心としたHR指導や担任等による個別面談指導の強化
- ウ 教育活動を通しての生徒との信頼関係の構築

②教職員の更なる資質向上

- ア 生徒理解スキルの向上に向けた研修の実施
- イ 授業力の向上
- ウ 生徒情報の共有化の徹底

③本校の道徳教育の更なる改善・推進

- ア 生徒に命及び人権の尊重について考えさせる機会となる講話等の実施
- イ 集団生活における自身の言動の再考
- ウ 自己有用感・自己肯定感の育成と内省的なストレスへの処理の対応改善
- エ 社会性・公共性の育成にむけたボランティア活動の充実

4 生徒への指導・支援の実施

①生徒の個別の状況を踏まえ、組織的機動的な指導・支援体制の実施

→校長・副校長の指示のもと、教頭は次の対応を行う。

- ア 被害生徒及び加害生徒、傍観者毎の個別支援の実施
 - ・被害生徒には様態を踏まえつつ、信頼おける人との面談(共感・傾聴)
 - ・加害生徒には行為の卑劣さと感情のコントロールを重点指導
 - ・傍観者にはいじめに対する認識の改善を重点指導
 - イ 保護者との連携及び指導・支援の協力体制の強化
 - ウ 教育局への報告
 - エ 警察・児童相談所等の関係機関との連携
 - オ カウンセラーとの面談の実施
- 留意事項 個人情報取り扱い



②生徒の個別の状況に応じた弾力的な指導・支援内容の改善および修正

→校長・副校長の指示のもと、教頭は次の対応を行う。

- ア 当該生徒への指導・支援の進捗状況の把握と内容の修正
 - イ 教育局への報告
 - ウ 保護者及び警察・児童相談所等の関係機関との連携
 - エ カウンセラーとの面談の実施及び効果的な指導への助言
- 留意事項 個人情報取り扱い



5 再発防止に向けた取組の推進

☆学校を上げて、保護者や地域と連携しながら再発防止に全力で取り組んでいく。

①いじめの土壌となる要因や原因の根絶

- ア 全校集会による一斉指導
- イ 年次団を中心としたHR指導や担任等による個別面談指導の強化
- ウ 教育活動を通しての生徒との信頼関係の構築

②教職員の更なる資質向上

- ア 生徒理解スキルの向上に向けた研修の実施
- イ 授業力の向上
- ウ 生徒情報の共有化の徹底

③本校の道徳教育の更なる改善・推進

- ア 生徒に命及び人権の尊重について考えさせる機会となる講話等の実施
- イ 集団生活における自身の言動の再考
- ウ 自己有用感・自己肯定感の育成と内省的なストレスへの処理の対応改善
- エ 社会性・公共性の育成にむけたボランティア活動の充実